

吸収合併にかかる事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

平成 27 年 10 月 1 日

片倉コープアグリ株式会社

平成 27 年 10 月 1 日

吸収合併にかかる事後開示書面

東京都千代田区九段北一丁目 8 番 10 号
片倉コープアグリ株式会社
代表取締役社長 野村 豊

片倉チッカリン株式会社（以下「片倉チッカリン」といいます。）及びコープケミカル株式会社（以下「コープケミカル」といいます。）は、平成 27 年 3 月 31 日付合併契約に基づき、片倉チッカリンを吸収合併存続会社、コープケミカルを吸収合併消滅会社、効力発生日を平成 27 年 10 月 1 日（以下「効力発生日」といいます。）とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。なお、片倉チッカリンは同日付で商号を片倉コープアグリ株式会社に変更しております。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

平成 27 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

コープケミカルは、平成 27 年 8 月 21 日付にて、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、本合併を行う旨等を公告しましたが、同条第 1 項の規定に従いコープケミカルに対して株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(2) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

コープケミカルは、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者異議手続（会社法第 789 条）

コープケミカルは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 27 年 8 月 21 日付にて、官報及び電子公告により、債権者に対する公告を行いました。同条第 1 項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

片倉チッカリンは、平成 27 年 8 月 21 日付にて、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、本合併を行う旨等を公告しましたが、同条第 1 項の規定に従い片倉チッカリンに対して株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(2) 債権者の異議（会社法第 799 条）

片倉チッカリンは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 27 年 8 月 21 日付にて、官報及び電子公告により、債権者に対する公告を行いました。同条第 1 項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

片倉チッカリンは、本合併の効力発生日である平成 27 年 10 月 1 日をもって、コープケミカルからその資産、負債及び権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がなされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添資料「吸収合併に関する事項（事前開示事項）について」のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併に係る変更の登記は、平成 27 年 10 月 6 日に申請する予定です。

7. 本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

- (1) 片倉チッカリンは、平成 27 年 6 月 5 日付で、定時株主総会の目的事項として、本契約の承認に関する提案を行い、平成 27 年 6 月 26 日付で、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ました。
- (2) コープケミカルは、平成 27 年 6 月 5 日付で、定時株主総会の目的事項として、本契約の承認に関する提案を行い、平成 27 年 6 月 26 日付で、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ました。
- (3) 片倉チッカリン及びコープケミカルは、日本の公正取引委員会から、平成 27 年 9 月 25 日付で本合併の計画について排除措置命令を行わない旨の通知を受けています。
- (4) 片倉チッカリンは、本合併に際して、本合併が効力を生ずる直前時のコープケミカルの株主名簿に記載又は記録されたコープケミカルの株主に対して、その所有するコープケミカルの株式 1 株につき、片倉チッカリンの株式 0.275 株の割合をもって割当交付しました。
- (5) 本合併による片倉チッカリンの資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額の変動は以下のとおりです。

資本金	0 円
資本準備金	0 円
利益準備金	0 円